

Rashiku

日本介護福祉士会 ニュース

VOL.173

2023 AUGUST

仕事も、人生も、自分らしく、あなたらしく

特集

わたしを支える 魔法の言葉

元気をくれた言葉や、前向きな気持ちにしてくれた言葉など
今でも忘れられない『魔法の言葉』について教えてもらいました

表紙の写真
募集中!
詳しくは裏面へ

【KEYWORD】

第2回

パートナー協定ってなんですか?

お答え
します

日本介護福祉士会と都道府県介護福祉士会の間で交わす取り決め

及川会長

吉岡広報委員長



何度か会報誌で登場してきた「パートナー協定」について教えてください。

パートナー協定は、私たち日本介護福祉士会（以後「日本」と、都道府県介護福祉士会（以後「都道府県」との間で交わそうとしている取り決めのことです。

こういった観点から取り決めが必要なのです。

一言でいうと、コンプライアンス（法令遵守）を徹底するためです。

これまでは同じ専門職種をベースにした職能団体ということで、お互いの信頼関係や口約束で成り立っていたものが、明文化された「契約」がないことで問題視される時代になってきました。

確かに！最近は何かにつけて契約書や重要事項説明書、規約を目にする機会が増えたなあ。

日本は、都道府県に会員管理システムを提供し、相互で協力して会員情報を管理しています。

また、年会費についても、日本側で会員さんから日本分と都道府県分を一括で徴収する運用をおこなっています。会員管理システムの共同利用や、組織間の金



銭のやり取りについて明記した文書がないことについて、行政からの改善が求められています。

協定がないと、それらの協力をしなくてはいけなくなる、ということですね。協定は日本から都道府県に對する約束事ということですか？

職能団体として団結した取り組みへの協力もお願いしています。たとえば、職能団体としての対応方針については、会長会議で集まって議論して決めること、国や地方自治体に対する意見書・要望書提出については、役割分担して対応していく等です。

どのようなスケジュールでしょうか？

現在（6月末時点）、全国47都道府県のうち、既に26団体との締結が完了し、残りの21団体とも、早期の締結に向けた調整を進めています。

協定を締結しないことは双方にとって不都合だけでなく、会員さんにとっても不利益が生じかねない問題です。全ての都道府県との締結が欠かせないと考えています。

オールジャパン構想ですね。ご説明ありがとうございます。

参加申込はこちら

第30回全国大会・第21回日本介護学会 in いばらき
11/11（土）、12（日）開催



いばらぎ
でなく
いばらき!
VOL.4



茨城県のここが見どころ! 茨城県は、海あり山あり、そして、豊かな大地である関東平野が広がります。メロン、レンコン、栗、干し芋の生産量は日本一、さらには、常陸牛やローズポーク、大洗港や那珂湊直産の新鮮な魚介類も魅力。

大会前日には、青年部を中心に前夜祭、当日は懇親会も計画中。全国大会inいばらきで、昼は学び、夜は仲間と大いに語り合い、おいしい茨城の食も堪能してみませんか?

参加申込みは上記QRコードを読み取り、HPからお願いします。